

佐野市告示第 2 号

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐野市条例237号）第8条第2項の規定により、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので告示します。

平成31年1月4日

佐野市長 岡部正英

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 所在地：佐野市秋山町787番地
名称：佐野市ウッドランド森沢
- (2) 所在地：佐野市秋山町771番地
名称：佐野市古代生活体験村
- (3) 所在地：佐野市秋山町721番地
名称：佐野市あきやま学寮
- (4) 所在地：佐野市秋山町723番地1
名称：佐野市体験館

2 指定する指定管理者

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
さいたま新都心LAタワー30F
株式会社 クリーン工房
代表取締役 川鍋大二

3 指定管理者に指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで